

**総合資源エネルギー調査会
再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第4回）
議事要旨**

○日時

令和元年11月18日（月）9時00分～11時40分

○場所

経済産業省 本館17階 第1～3共用会議室

○出席委員

山地憲治委員長、岩船由美子委員、大石美奈子委員、大貫裕之委員、桑原聡子委員、高村ゆかり委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、圓尾雅則委員、山内弘隆委員

○オブザーバー

日本商工会議所 石井産業政策第二部課長、日本地熱協会 今岡理事、株式会社エネット 川越代表取締役社長、（一社）日本卸電力取引所 国松企画業務部長、（一社）太陽光発電協会 鈴木事務局長、（一社）日本有機資源協会 嶋本事務局長、（一社）日本経済団体連合会環境エネルギー本部 谷川上席主幹、電気事業連合会 田中業務部長、電力広域的運営推進機関 都築事務局長、全国小水力利用推進協議会 中島事務局長、（一社）日本風力発電協会 祓川副代表理事、電力・ガス取引監視等委員会 日置ネットワーク事業制度企画室長、

○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山崎省エネルギー・新エネルギー部政策課長、清水新エネルギー課長、曳野電力基盤整備課長兼省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室長、白井新エネルギーシステム課長、田上電力安全課長、稲邑再生可能エネルギー主力電源化戦略調整官、田中長官官房総務課戦略企画室長

○議題

- （1）地域に根差した再エネ導入の促進
- （2）再エネ主力時代の次世代ネットワーク
- （3）再エネ特措法で検討すべきその他の論点

○議事要旨

(1) 地域に根差した再エネ導入の促進

委員

- 標識・柵等設置義務、電気保安規律の確保について、認定件数が膨大であることを踏まえると、管理のスキームを考える必要がある。工事保守点検責任者は廃棄費用の積立状況など、公表情報を拡大し、住民に法執行プロセスへ参与してもらうことも必要。その上で通報フォームから発電事業者と直接連絡が行く仕組みにするなど、住民のマンパワーを活用しつつ、事務コストを抑制する方法を検討してほしい。また国だけでなく、自治体も使いやすいツールにしてほしい。
- 公表情報の拡大することは意味があるが、制裁ではないということを明確にするよう留意してほしい。
- 廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度について、シンプルな制度設計や、既存案件への適用といった観点からは、積立て時期を調達期間終了前の10年間とする案でも良いと思う。地域住民に安心していただき地域社会の信頼を得るという目的は、複数地点でポートフォリオを組む、再エネ以外のビジネスによりキャッシュを手当てする、保険に入るといった手段でも達成可能ではないか。ただし、そういった取組を実施しない事業者が多く存在するようであれば、制度を見直すことも必要と思う。
- 住民の信頼感のためにも、当初から積立てを行うか、そうでなければせめて保険に加入することは必要だと思う。保険の義務化が困難との話もあるが、それに対応できないような資金力に乏しい事業者こそ、保険に加入する必要がある。また積立ての実施や、保険への加入状況を公表することも検討してほしい。
- 廃棄等費用の積立てについて、調達価格の中に廃棄等費用が含まれていることを鑑みると、制度趣旨に違和感はない。他方、積立て時期は20年を原則とし、直ちに積立てを求めても良いのではないか。積立て期間が事業者によって異なることは、大きな問題ではないと思う。
- FIP制度においては、基準価格の設定によっては、プレミアムが支払われないケースがある。その場合は、積立ての原資を源泉徴収的に確保することができないので、積立て期間や内部積立ての義務化等を検討する必要があるのではないか。いずれにせよ、確実に積立てが担保される方向で検討してほしい。

- 例外的に内部積立てを許容するからには、単に企業規模が大きいから認める、とならないように、内部積立てを行うメリットを示すとよい。
- 保険の努力義務化について、火災、地震以外の災害に流用されないように、保険の範囲を区別することが必要。
- 現状は運転維持費に占める保険料の割合が多く、かつ近年の自然災害で更に上昇、もしくは付保できないこともあり得る。その観点で、保険の義務化の前に、努力義務化を通じて、実施可能性を検討してほしい。
- 廃棄等費用の積立てや、保険の努力義務化に加え、災害の影響を抑制するために、条例等で立地規制や指導を行う仕組みや、廃棄やリサイクルが適切にされる仕組みを検討してほしい。
- 安全対策に関する仕様の規定化にあたり、コスト低減に向けた技術開発がうまく反映されるよう、現状の仕様を固定化せず、見直しできるようにしてほしい。
- 地域共生型再エネの評価についての議論を行う前に、地域との共生が果たされていることの基準や、事例選定の方法について検討が必要。
- 再エネ由来の水素について、自治体が評価して公表している例もあるので、地域共生型再エネとしての評価対象に入れることを検討してほしい。
- 地域共生型再エネについて、評価するだけでなく、マネタイズする仕組みも必要。地域で作った電力に地域証明を発行する事例もある。

オブザーバー

- 今回の内容について、特段異論はない。
- 標識・柵塀等の設置義務に違反している事例について、認定を速やかに取り消すことも検討してほしい。
- 公表情報の拡大について、地域共生の観点のみならず、国民負担による補助を受けている責務としても重要である。住民が適切な事業運営がなされているかを判断するために、稼働済案件の過年度における発電実績や、標識・柵塀等の設置状況等も含めて公開することを検討してほしい。
- 廃棄等費用について、源泉徴収的に外部積立てを行う方向性を支持する。
- 積立金の水準について、早期に廃棄されるケースや、大量廃棄による費用の高騰も予想される。廃棄等費用についての情報収集を継続し、積立金が不足しないように設定してほしい。

- 調達価格の中に廃棄等費用も含まれていることを鑑み、追加的な国民負担が生じないように、各事業者が責任を持って廃棄を行う仕組みを作してほしい。
- 積立て時期について、調達期間終了前 10 年間とすることで、調達期間開始後 10 年間は積立てなくてよいというモラルハザードが生じないようにしてほしい。早期に積立てを開始する事業者には、インセンティブを付与することも検討してほしい。
- 廃棄等費用の積立てについて、社会コストの抑制の観点から、特定契約の変更等を伴わないような制度措置をお願いしたい。
- 保険加入の努力義務化について、保険額や加入の有無について、事業者が選択できる余地を一定程度、持たせてほしい。
- 保険加入の義務化を視野に入れるのであれば、廃棄等費用の重要性についてヒアリング等も行いつつ、関係者で正しく周知して、共有して行ってほしい。

委員長

- 事務局資料について、方向性は異論がなく、むしろ取組を強化してほしいとの声が多かった。
- 特に、廃棄等費用について、積立て時期を調達期間終了前 10 年間とする方向性自体はよいので、できるだけ強化してほしいとの意見を踏まえて今後対応してほしい。

(2) 再エネ主力時代の次世代ネットワーク

委員

- 事務局案に異議なし。
- 再エネ由来の便益については、社会一般に流布するので、系統増強費用についても社会全体で負担すると考え方には賛同。便益が国民全体にひき及ぶことを、明確化する必要がある。
- 従来の賦課金の使い方とは性質や目的が異なること、足許再エネ導入の負担を抑制する方向性であることを踏まえ、需要家に対して、系統増強の必要性を周知するとともに、費用の水準が見えるようにすることが重要ではないか。
- 系統増強の必要性や費用金額、費用負担割合について、本当に適正か監視・確認できるようにしてほしい。賦課金の単価設定についても、妥当性をチェックする必要がある。

- 全国調整スキームにおいては、コスト削減のインセンティブが働きづらい仕組みであると思うので、制度設計を工夫してほしい。
- 系統増強に賦課金を支払うことについて、需要家に対する説明責任があることは理解するが、一定の割り切りは必要ではないか。多様な想定の下計画されていることから便益の評価は難しく、ネットワークの建設や発電設備が、想定通りに行われるかもわからない。
- 実際に地域間連系線が作られたあとに稼働率などを理由に交付金の額が減少したりすると、一般送配電事業者の投資予見性を損なわれてしまうので、電力・ガス取引等監視委員会もプロセスの初期から参画するようにしてほしい。欧州では初期段階から費用便益分析を詳細に行っている。
- 地域間連系線の増強は、広域機関や政府が関与して行われるものであり、稼働率が低いことを理由に、交付金を減額される事態はほとんど生じ得ないと思う。電力・ガス取引等監視委員会が、事前に全てをチェックした結果、事後チェックの機能が失われる、もしくは膨大な労力が投入されることがあっては問題ではないか。
- P. 12 に記載されている全国調整スキームのフローについて、一般送配電事業者が主体的に関わり、それを広域機関がチェックするような仕組みにしてはどうか。どのような関係者・機関がいて、どのような意思決定を行うのか、明確にほしい。
- 系統増強交付金の交付タイミングは、減価償却・費用計上ベースとした場合の資金立替、財務への影響が生じることを考えるとキャッシュアウトベースが望ましいのではないか。一般送配電か、SPC かによっても、影響度は大きく異なると思うので、事業主体の明確化も含めた議論をお願いしたい。
- 制度面や支払いの仕組みを考えると、毎年集められる賦課金をベースとしていることから、キャッシュアウトベースで一度に支払うより、減価償却・費用計上ベースで、均等に支払うことが容易ではないか。ネットワーク設備は長期間にわたって利用され、その便益に対して費用を支払う、という建て付けからも、整合的である。非常に高額な設備投資になるため、資金調達に支障があるとすれば問題と思うが、現状では想定しづらいのではないか。

オブザーバー

- 事務局案に賛成。
- 賦課金の活用にあたっては、既存システムの最大限の活用、系統増強に係る費用便益計算が十分に行われること、再エネ発電コストと系統整備コストのトータルが、現状より低減することを前提にしてほしい。
- 負担額がエネルギーミックスの想定と整合するよう、適切な政策運営をお願いしたい。
- 系統増強について、現在の全国負担による託送制度と別の勘定を設けることが望ましいか、考える必要があるのではないか。地域に適合した形での開発が望まれる中で、地域間連系線が作られエリア間の取引が活発化することで、取引価格が高い地域にばかり再エネが作られることが懸念される。
- 地熱発電は、調査・開発後期にならないと設備容量を確定できず、系統連系申請できない、という固有のリスクがある。電源の特性を踏まえた制度設計をお願いしたい。

事務局

- 系統増強のコストについて、託送料金の審査にあたっては、仕様の統一化を進め、各社の比較を行いながらコスト効率化を実施していくことを想定している。また委員から御意見頂いた通り、便益と負担の関係について、需要家に対し見える形で説明していくことを検討していきたい。
- 系統増強賦課金の交付タイミングについて、減価償却・費用計上ベースでの支払いとすることは、託送料金の料金算定に減価償却費も含まれていることとも整合的と考えている。

委員長

- 系統増強交付金について、プッシュ型の系統形成を行うという方向性の中で、再エネ促進効果が認められる範囲で、賦課金方式を活用してコスト負担すること、交付タイミングは減価償却・費用計上のタイミングとすることでまとまった。

(3) 再エネ特措法で検討すべきその他の論点

委員

- 事務局案に異議なし。
- 運転開始期限が設定されていない案件についても、一定の経過措置を経た時に失効させるという制度は合理的と思う。その上で事務局の「調達期間を短縮させ、調達期間が終了したものは失効と同様に扱う」案は、「認定が失効させる」案とは異なり、法的には認定は残ると解釈できる。系統を抑えてしまっている問題を考えると、「認定を失効させる」形で制度設計をした方がよい。
- 既に運転開始期限が設定されている案件も設定されていない案件も、一定の期間を設けて失効することは可能だが、法的には区別して制度設計を行う必要があるのではないか。
- 運転開始の見通しが無い案件を失効させる措置は、電源毎に事情が異なることを念頭に置く必要がある。
- 系統容量の観点からは未稼働案件のみならず、事業が終了した案件についても速やかに開放されるように制度設計を行ってほしい。
- 低圧分割の提案について、非常に合理的と思う一方で、本来的には低圧分割で有利になる構造に問題がある。低圧は規制が少ないため、コストが安いということであれば、その分買取価格も低くて当然とも考えられる。買取価格の設定だけでなく、地域活用電源などの他の制度設計においても、歪みを発生させないことを念頭に置いてほしい。
- 買取価格だけでなく、接続費用についても一般送配電事業者の費用が増大していることから、家庭用等一部の案件を除いて、応分の負担を検討してもよいのではないか。
- 自家消費を行わない低圧案件を、今後どのように位置づけていくか。低圧分割の抜け穴を防ぐことは難しく、事務コストがかかることを懸念。自家消費以外の低圧は認めない、といった厳しいルールも検討に値するのではないか。
- 制度改正に伴い業務が多様化することを受けて、広域機関に現行業務と追加業務を一括して担わせることについて、FIPなど時限的な業務はGIOのままで良いのではないか。

- 広域機関に業務を移管する方向で、基本的に問題ないと思う。系統整備計画と費用負担を担い、全体を俯瞰的に捉えながら、業務を行って貰う必要がある。
- 廃棄等費用は、実態調査等を含め知見のある GIO に担って貰うことが良いのではないか。広域機関については、FIP 入札業務は情報遮断に留意するなど、利益相反が生じないようにすることが必要。
- FIT 既存分の業務は、引き続き GIO に担って貰うという理解でよいか。契約関係が複雑にならないような配慮をしてほしい。

オブザーバー

- 未稼働案件について、方向性を強く支持。
- 未稼働案件は他国の事例をみても、一定の期限を設定して失効させるべき。
- 上位系統の工事、開発規制・許認可等、外部条件で稼働が遅れてしまう案件もあり、発電事業者起因ではない長期未稼働案件については、一定の配慮を検討してはどうか。
- 広域機関として、系統整備の計画策定、賦課金投入、法執行の業務について誠実に取り組んで参りたい。従来の業務と関わりが薄い、賦課金投入や法規制の業務については、一定の国や関係機関との連携を行い、体制を整備することが不可欠と認識している。一部業務について、情報遮断が必要といった議論は真摯に受け止めたいが、設置以来職員の出向元に係る情報の扱いなど、留意して対応しており、中立性を保つことが何よりも重要と考えている。

事務局

- 再エネ特措法の執行体制について、FIT の既認定分も含めた現行業務と見直しにより追加される業務を一括して、1つの認可法人に担わせることを案として提示している。他方、業務を円滑かつ効率的に実施することは重要であり、GIO の知見やシステムを活用して、実際の業務を行っていくことになる想定している。
- 地域活用要件の中で、低圧の太陽光案件は自家消費型に限定することについても、議論を行っている。低圧分割案件への対応は、地域活用要件とセットで検討を進めたい。

委員長

- 未稼働案件については、既存の運転開始期限による措置に加えて、一定期間経過しても稼働しない案件に対して、失効等の法制的な措置を講じる方向でまとまった。
- 低圧分割は、地域活用電源の制度設計が進んでいる中で、足許は審査を厳格化することでまとまった。
- 抜本見直しに伴う執行体制について、既存の業務も含めて、広域機関で再エネ特措法の執行に係る業務を一括して担うことでまとまった。

お問合せ先

資源エネルギー庁

長官官房 エネルギー制度改革推進室

電話 : 03-3501-9482

FAX : 03-3580-8426

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365